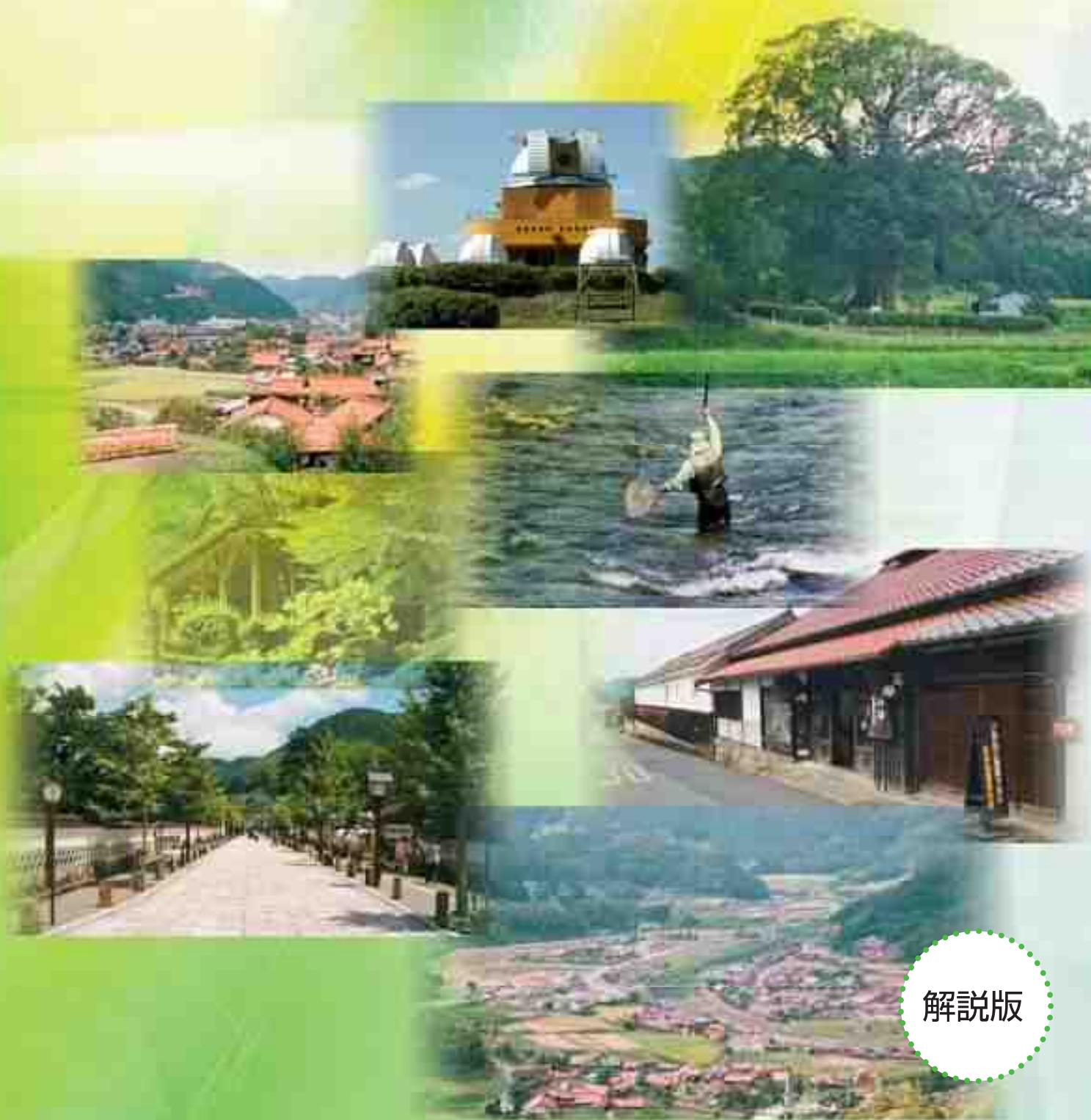




# 津和野町景観計画

「日本のふるさと・津和野」の景観づくり



津和野町

## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の背景と目的</b>	1
1	計画の背景	1
1-1	景観計画の必要性	2
1-2	計画の目的	3
1-3	計画の位置づけ	3
<b>第2章</b>	<b>津和野町の歴史と景観の状況</b>	4
1	津和野町の歴史	4
2	景観の特性	5
2-1	町全体の景観の特色	5
2-2	各部の景観の特色	5
3	景観の構造	9
4	景観の課題	15
<b>第3章</b>	<b>計画の基本理念と方針</b>	17
1	基本理念・基本姿勢	17
2	基本テーマ	18
3	基本方針	19
<b>第4章</b>	<b>景観づくりの基本的事項</b>	20
1	景観計画による事項	20
1-1	景観計画における指定内容	20
2	景観計画区域	21
2-1	景観計画区域の指定	21
2-2	景観計画区域における良好な景観形成に関する方針	21
(1)	基本方針	21
(2)	基本事項	22
(3)	景観計画区域における良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項	23
(3)-1	大規模な行為	23
(3)-2	個別事項	24
(3)-3	行為の届出	29
(3)-4	景観計画区域における良好な景観の形成のための 行為の制限	31
(3)-5	建造物の形態意匠・色彩	33
	津和野の良好な景観色彩についての色彩マップ	36
3	景観形成地区	42
(1)	景観形成地区の目的	42
(2)	景観形成地区に関する方針	42
(3)	各景観形成地区の指定	43
	【景観形成基準】	55
4	景観地区の指定	59
(1)	景観地区の指定	59
(2)	景観地区に関する方針	59
5	景観遺産	61
5-1	景観建造物	61
5-2	景観樹木	63
5-3	生活文化景観	65
5-4	眺望景観	67
6	重要公共施設	69
<b>第5章</b>	<b>今後の景観づくりの取り組み</b>	71

# 第1章 計画の背景と目的

## 1 計画の背景

津和野町は、これまで、「山陰の小京都」や「日本のふるさと」と呼ばれるように、かつて日本各地にあった歴史的景観や農村田園景観などの多様な景観をとどめ、景観の豊かなまち、観光のまちとして全国に知られてきました。

そうしたなか、失われていく良好な景観を保全し次の世代に継承していくことを目的として、全国に先駆け昭和48年（1973年）3月に「津和野町環境保全条例」（※1）を定め、今日まで30数年にわたり歴史的町並みなどの景観づくり（※2）の推進役をはたしてきました。

この環境条例は、主に津和野町の歴史的文化遺産を対象として、保存地区や特別保存地区、保存建物、保存記念物を定め、その保全を目的としてきました。しかし、当環境条例は地域や対象の範囲、制限効力、条例の運営面で限界があり、今日の状況に対応した制度への摘要が必要とされていました。

また、津和野町と日原町が合併し、新生津和野町として町域全体の新たな景観像の形成や、豊かな住環境づくりの一環としての総合的な景観づくり施策の策定は急がれるところでした。

一方、全国各地の自主条例としての景観条例が単発的であったことから他の法制度との連携一体性を欠き、総合的な景観制度が求められていたことから、平成16年、景観法（※3）が定められました。

こうした景観法の性格を受け、津和野町は、これまでの町環境条例について、その基本的性格を生かしながら今日の状況やニーズに合った新たな景観法に関わる景観条例に移行し、幅広い町域全体の景観のあり方を検討、総合的な視点から景観計画の策定を推進してきました。当計画は、景観法第8条第1項の規定による景観計画について町全域を景観計画区域に指定し、良好な景観に関する方針や行為の制限に関する事項を定めています。今後、市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たしながら協働して、津和野町ならではの景観施策を推進し、豊かで魅力的な景観づくり・まちづくりに活用を図ると同時に、町民共有の財産として次世代に伝えていくことが期待されます。

### ※1 「津和野町環境保全条例」

津和野町条例16号、昭和48年3月29日施行。同施行規則（津和野町規則第3号、昭和52年4月1日施行）。平成17年9月25日改正津和野町条例133号。

### ※2 景観づくり

当計画では、景観の保存、保全、顕彰、創造等の行為を総合的に景観づくりと呼びます。

### ※3 景観法

平成15年の美しい国づくり大綱を受け、景観に関する総合的な法律として平成16年6月景観法（平成16年6月18日法律第110号）を公布、12月に施行されました。

## 1-1 景観計画の必要性

次の必要性から、景観計画を設定しています。

### ア 町合併に際してのまちづくりの一環としての景観づくり

- 町の合併による全町民共有の「郷土像、景観像づくり」が望まれること
- 広く町内全体に係わる景観マスターplanが望まれること
- 町民による新たなまちづくり・景観づくりの目標となる津和野イメージが望まれること
- 町の合併による全町を対象とした景観づくりルールが求められること

### イ 従来の自主条例を踏まえた、より実効的な景観づくり

- 町民や関係者・行政が、協力して景観づくりを進めていくための基本ルールが望まれること
- 基本となる法令を背景とした条例により、効力を高め、景観づくりを具体的・実効的に推進することが望まれること
- 今日の町の社会や環境状況に対応した景観づくりが望まれること

### ウ 景観に関わる総合的なルールによる景観づくり

- 様々な分野に関わる景観について、各種法制度と連携した総合制度として、景観法による景観づくりが望まれること
- 公共施設等も含む総合的な景観づくりが望まれること
- 関連者が協力できる、景観づくりの共通ルールや体制が望まれること

### エ 地域やコミュニティに根ざした日常生活環境としての景観づくり

- 地域の個性や特性を生かした景観づくりが望まれること
- 地区やコミュニティに支えられた景観づくり

### オ 生活や文化に根ざした津和野ならではの景観づくり

- 日常生活とともにあるきめ細かな景観づくり
- 文化風土に根ざした津和野景観づくり
- 原風景としての景観づくり

## 1-2 計画の目的

津和野町景観計画は、「良好な景観づくりを促進していくため、景観計画の策定やその他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって生活の向上並びに経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」という景観法の第1条に掲げる目的と、町条例の制定の基礎として、また、豊かな歴史・文化と自然、生産農地、集落や町並みを基盤とした景観づくり、新生津和野町の人々が共有できるまちのイメージづくり、まちづくりの進展に寄与していくため、総合的な視点から策定し、具体的実現を目指し定めることを目的としています。

## 1-3 計画の位置づけ

景観計画は、町内の景観を総合的に捉え、景観づくりの方向やまちのイメージづくりの目的として策定するものです。景観法第8条に規定する景観計画を受け、町の景観づくりを推進していくための具体的な運営制度となる景観条例の基礎として策定しています。

当景観計画は、今後、現在の良好な景観を保全し、地域の特性や個性を生かしながら、景観づくりを推進していく必要のある地区や対象について、良好な景観づくりに関する方針や行為の作法・ルール等を定めています。



■高津川・津和野川の合流点と日原地区の町並み



■城山・出丸の真下に広がる津和野川と町並み



■JR山口線と石州赤瓦の家並み



■城山から見た津和野川風景

## 1 津和野町の歴史

津和野町は、古代から津和野川・高津川流域の集落として開け、荘園時代の中世集落を経て、鎌倉末期に吉見氏が当地に入ってから、「津和野」の地名が日本の歴史に名をとどめるようになります。

元寇警備のため石見の国に入ったと伝えられる吉見氏は、当初、町域の北部に居を構えていました。当時は、本格的城塞や治水が未発達な時代にあって津和野川支流域で小山を背後にした郷士の居館を形成、今日でも各所で中世の名残のある集落風景が伝わっています。また、高津川沿いの山間部一帯には、平家の落人伝説が残り、険しい山並みの地形の中に歴史を連想させる風景が点在しています。

やがて、益田氏や大内氏・陶氏等との抗争のなかで、吉見氏は津和野城や下瀬山城を築城、当時は城山の西北が城下の中心居住地となっていました。元の日本襲来への防御の意味が薄れたあと、吉見氏は現在の城山の東に大手門や居住所を移し、青野山、城山、陶が嶽・野坂山等の山々を焦点にした陰陽五行思想による典型的な城下町構造を形成します。

その後、江戸期に入ると坂崎氏が封ぜられ、様々な土木技術を導入して津和野城や城下町の充実を図り、さらに藩主亀井氏歴代の居城となって、今日のような城下町として栄えてきました。一方の日原地域も江戸期に天領となり、二つの町はそれぞれ東西の拠点として発達してきました。また、石見地域の山間の地であったため、亀井氏は藩の殖産振興に務め今日の産業の元となる和紙や蠟燭・茶・生糸などの生産を広め、主水畠と呼ばれる段々畠の開墾や植林、治水とともに、藩校を開いて人材育成を図ったため、西周や森鷗外をはじめ多くの文化人を輩出してきました。そうした文化的資源や歴史資源を今日も各所にとどめているのが町の特色のひとつとなっています。盆地とそれを取り囲む山並みに加え、高津川水系や幹線道路を景観軸として、各所に残る歴史的佇まいや文化的景観、落ち着きのある町並みの景観とが重なり合って、豊かな奥の深い景観を形成しています。

明治期以降、ほぼ旧津和野藩と天領とが津和野町・日原町として残り、近年の両町の合併により広がった町域には、津和野川と高津川流域に発達した田畠や集落の農村景観、あざやかななかにも素朴さを感じさせる石州瓦葺屋根の家並み、それを取り囲む山々の自然、中世からの歴史的雰囲気を留めて、いわば歴史と生活文化と自然とが見事に調和した「日本の原風景、心のふるさと」と呼べる、詩情にあふれた文化の薫り高い風土を今日に伝えています。



■城山から望む城下町と青野山



■城山と津和野城本丸跡

## 2 景観の特性

### 2-1

#### 町全体の景観の特色

町内の景観には、次の特色があります。

##### (1) 大きな全体景観（総体的景観特性）

- ① 優れた箱庭的景観
- ② 景観の象徴・焦点となる山や川の存在



■日原市街の鳥瞰（枕瀬山から望む）

##### (2) 自然景観・風景

- ① 豊かな山野・林・川の自然景観
- ② 貴重な植生や生態のある自然景観



■県の天然記念物に最初に指定された  
堤田の大クスノキ（県内最大の巨木）

##### (3) 地形的特色ある景観

- ① 円錐状孤立峰の象徴的景観
- ② 河岸段丘の河川景観と山間の渓谷景観
- ③ 山間・谷間に点在する集落景観、小平野・小盆地のまとまりのある集落景観

##### (4) 文化的景観（農業生産景観）

- ① 小平野や小盆地、里・山の農林業の生産場面と集落の一体的田園景観

##### (5) 歴史の見える景観・風景

- ① 城下町の景観
  - ア 石州赤瓦等による、まとまりのある家並景観
  - イ 歴史的な連続性のある町並み景観
- ② 地方色のある歴史的なまちの姿
  - ア 石州赤瓦等による、まとまりのある家並景観
  - イ 古い社寺のある景観／社叢のある景観／各地区のランドマーク（点景）



■周辺の自然と一体になった堀庭園

### 2-2

#### 各部の景観の特色

「日本のふるさと」を構成する、各部の景観には、次のような特色があります。

##### (1) 借景／象徴的景観の見える町

- ① 見渡す景観
  - ア 見上げる景観（仰角景観）
  - イ 見通し景観
  - ウ 見下ろす景観（俯瞰景観）



■青野山と津和野川の象徴的景観

- ② 象徴的景観
  - ア 象徴的景観
  - イ 注視点（焦点）
  - ウ 象徴的景観を背景にした場面景観
- ③ 眺望点
  - ア 景色の良い場所・整った場所の点在
  - イ 日常的生活空間からの眺望



■堤田地区から見た下瀬山の象徴的景観

## (2) 歴史的なまちの構造

- ① 中近世のまちの構造
  - ア 构型等のある典型的な中近世のまちの構造と景観
  - イ 津和野川・吉賀川（高津川）等を掘割とした城下町の一体構造と景観



■殿町通り

## (3) 景観の軸となる道景・路地景

- ① 景観軸となる道路
  - ア 町全体の大きな景観軸としての幹線道路
  - イ 津和野地区・日原地区の景観を形成する主要道路
- ② まちの街路
  - ア 見通しのきく街路と街並み景観
  - イ 歴史的街並み景観
  - ウ 生活空間としての人間尺度の街路空間景
- ③ 峠の景観
  - ア 盆地の町への導入口としての峠道（町への入口・導入空間、町を見下ろす場所）



■まとまりのある津和野盆地の景観

## (4) 景観の軸となる水景／水路景観／河川・清流景観

- ① 景観軸となる大きな河川景観・「水景」
- ② 山間の清流景観／渓谷景観
  - ア 支流の山あいの集落景観・清流景観
  - イ 瀑のある景観
- ③ 水路景観
  - ア まちの水路（河川取水水路）、邑（むら）の水路（谷水水路）



■山間の清流景観（左鎧付近の高津川）

④ 池・沼の景観

- ア 水路を取り入れた町の小池
- イ 農業用水としての池・沼、自然生態の豊かな  
池・沼



■高津川の鮎釣り風景

⑤ 流域の四季の景観・風物詩

- ア 河川流域の四季の景観
- イ 鮎釣りや蛺のいる風景・風物

## (5) 津和野らしい歴史的建造物景観

① 樹木等の緑と赤瓦屋根の鮮やかな景観

- ア 周辺の緑と補色（茶褐色、朱色）関係にある、  
鮮やかな石州赤瓦による集落景観



■左鎧・岳地区の山間集落

② 石景／石垣景観

- ア 野面石垣による棚田景観
- イ 大きな石基礎・石土台をもつ町家や土蔵・土  
塀景観



■今市通りの商家

③ 町家建造物、町並み景観

- ア 町家の白壁景観
- イ 町家の格子等の町家様式
- ウ 平入の町家と妻入りの土蔵の町並み
- エ 裏通りの蔵長屋
- オ 江戸時期～近代化遺産としての多様な建築物  
群による町並み景観



■本町通りの商家の庭園

④ 武家門のある景観

- ア 家老等武家門景観

⑤ 生け垣・土塀のある景観

- ア 生け垣景観
- イ ろうそく型断面の土塀の町並み



■ろうそく型断面の土塀（新丁）

⑥ 庭景観

- ア 堀庭園や亀井別邸、永明寺庭園など

⑦ 史跡・歴史的な民家建築物

- ア 文人等の旧居建築と周辺景観
- イ 歴史的な民家建築等の景観
- ウ 歴史的な商家等の建築景観
- エ S Lやトンネル他の交通建造物景観および土  
木遺構景観
- オ 歴史的な公共・文化施設等の建築景観

## (6) 文化的景観

- ① 各所に点在する棚田景観
  - ア 歴史的な棚田、「主水畠」景観
  - イ 圃場整備による段畠や田の景観
- ② 果樹のある農家景観
  - ア 柿や栗等の果樹ある農家景観
- ③ 地場の農業生産景観
  - ア 茶畠やわさび田、三稜等の農業生産風景
- ④ 里山・裏山と田畠と集落による田園集落景観
  - ア 照葉樹林の里山・裏山、社叢と田畠・集落の  
一体的などかな田園景観



■門林の旧主水畠

## (7) 自然と一体の、里の歴史的景観

- ① 社寺景観／社叢景観／鎮守の杜
  - ア 鎮守の森、社叢の残る里の歴史的景観
  - イ 山あいの佇まい景観を形成する社寺
  - ウ 祐や荒神社（氏神）・神木等の景観
- ② 里のシンボル的樹木のある景観
  - ア 地域のシンボル樹木の見える景観
- ③ 花のある景観（四季の野の景観）
  - ア 四季の花のある景観



■須川八幡宮の社叢

## (8) その他

- ① 祭り・祭事・イベント景観
  - ア 伝統的祭りの風景
  - イ 今日の祭り・イベント
- ② 四季の風物
- ③ 夜の風景
  - ア 路地あんどん、家々のこもれび
  - イ ライトアップ景観
  - ウ ホタルの舞う風景
- ④ 音、気候・天候、香りの景観
  - ア 津和野町の音景観
  - イ 天気・気候、天空景観
  - ウ 香り景観
- ⑤ 地域の生物・植物
  - ア 町のシンボル的植物
  - イ 鶲など野鳥・動物等のいる景観



■枕瀬地区・杵築神社の大クスノキ



■弥栄神社の鶲舞神事

### 3 景観の構造

町内の景観には、次のような構造概要があります。

#### 景観領域 景 域

- 景観特性から 6 つの景域に分けることができます。
  - ①まちの景…歴史的町並み景域 ③川の景…川筋景域
    - …まち集落景域
    - ④山の景…山間集落景域
  - ②里の景 …田園集落景域
  - …山並み景域

#### 象徴的景観 象 徵

- 町内や各景域を代表する象徴的景観が、景観づくりの柱の一つとなっています
- 町を代表する象徴的景観………山・川等
- 景域や地区を代表する象徴的景観…杜、建造物等
- 景観遺産など点的に位置する景観資源の景観

#### 軸となる景観 景観軸

- 町内や地区への導入空間、移動しながら眺望を見通せる空間として、また、開かれた空間として幹線道路や大きな河川などの景観軸があります。
- 水景軸…主要河川である高津川や津和野川等の本支流域
- 道路軸…町や地区の表情を映し出している国道 9 号や 187 号他の主要地方道等の幹線道路

#### 景観軸などの結節部の景観 結節点

- 水系軸となる主要河川の合流点や幹線道路の交差点部等は、異なる景観の交わる場所となり、景観が変化すると同時に広がりのある景観を形成しています。
- 高津川と津和野川の合流部等
- 国道や主要な幹線道路の交差点部

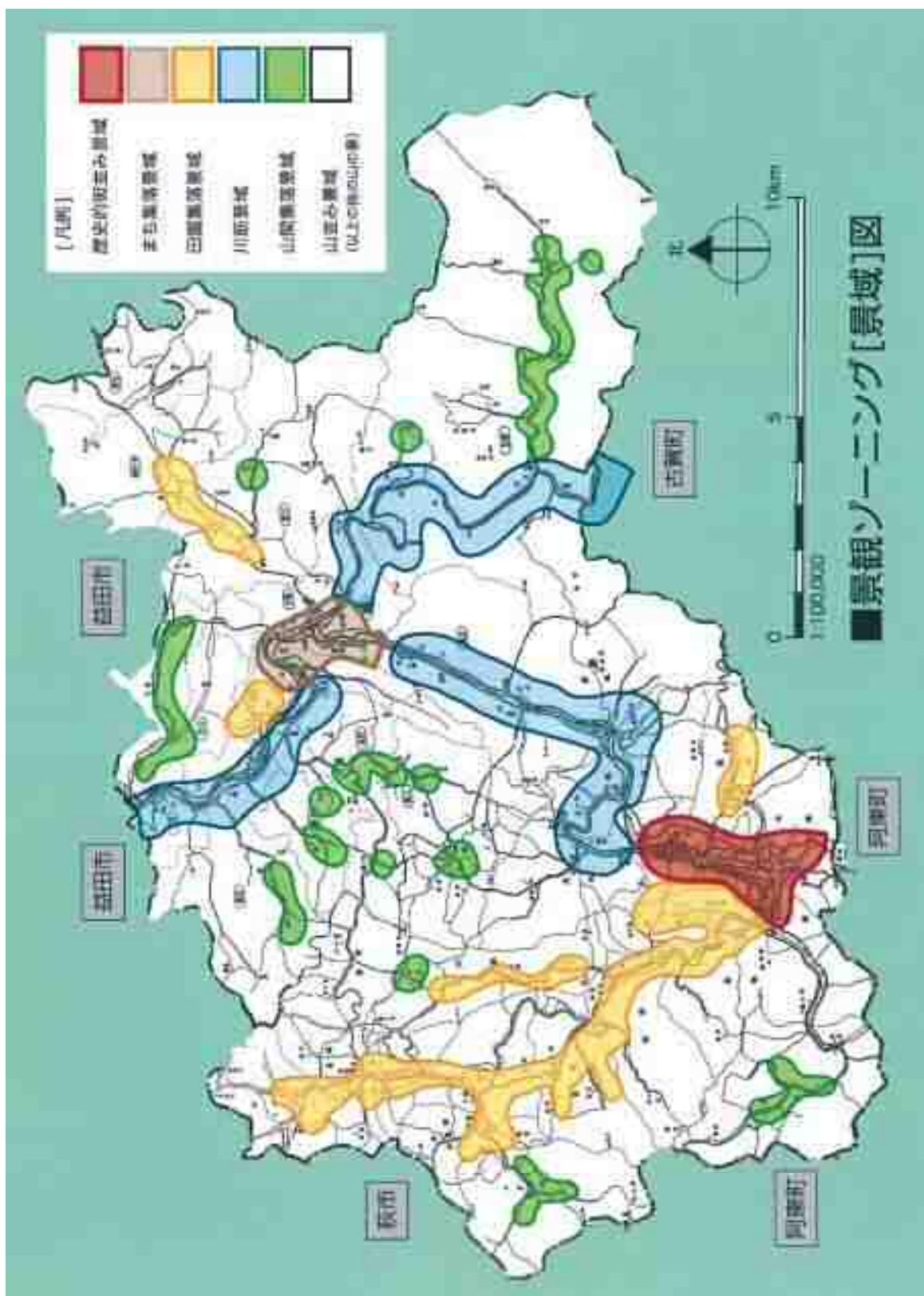
#### 眺望の優れた場所 眺望点

- 町内の優れた景観を眺める場所。及び眺める対象を眺望点とします。景観の定点的観測のポイントにもなります。
- 見通しの良い場所や空間（見通し景観、眺望景観）
- 見上げる、眺望の優れている場所や空間（仰角景観）
- 見下ろす、眺望の優れた場所や空間（俯角景観、俯瞰景観）

#### まとまりのある景観の縁となる場所 縁

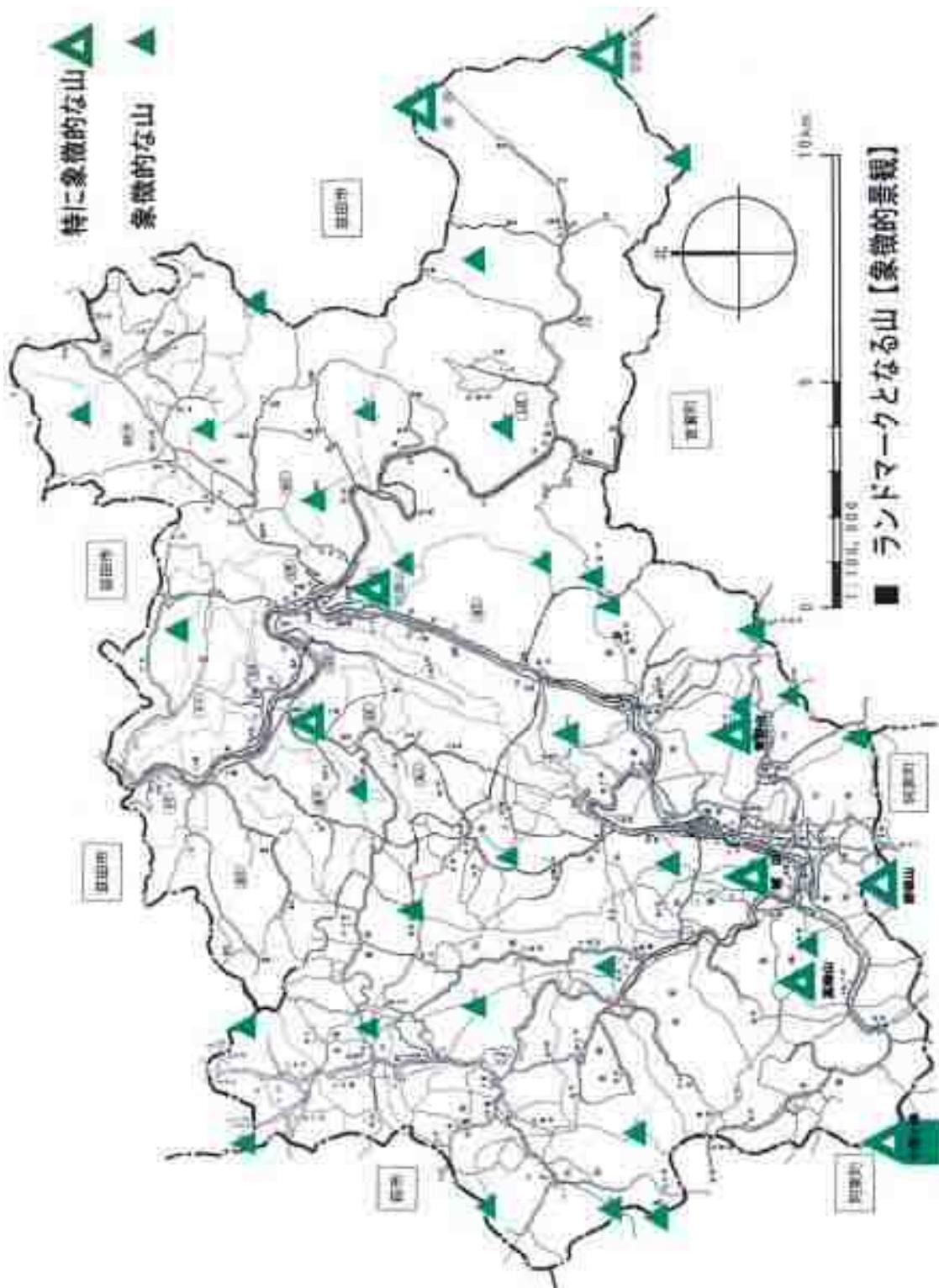
- まとまりのある景域の境や景観軸周辺の景観が該当し、景観どうしを際立たせるなど、形成上重要な役割を果たします。
- 川筋や山麓周辺の景観、景域と景域の境界部
- まとまりのある景域を際だたせる周辺の山々等（盆地周辺の山麓緑地、台地を取り巻く照葉樹林、川沿いの緑地など）

## ■景観ゾーニング[景域]図



■「景域」：あるまとまりのある景観の領域を景域といいます。

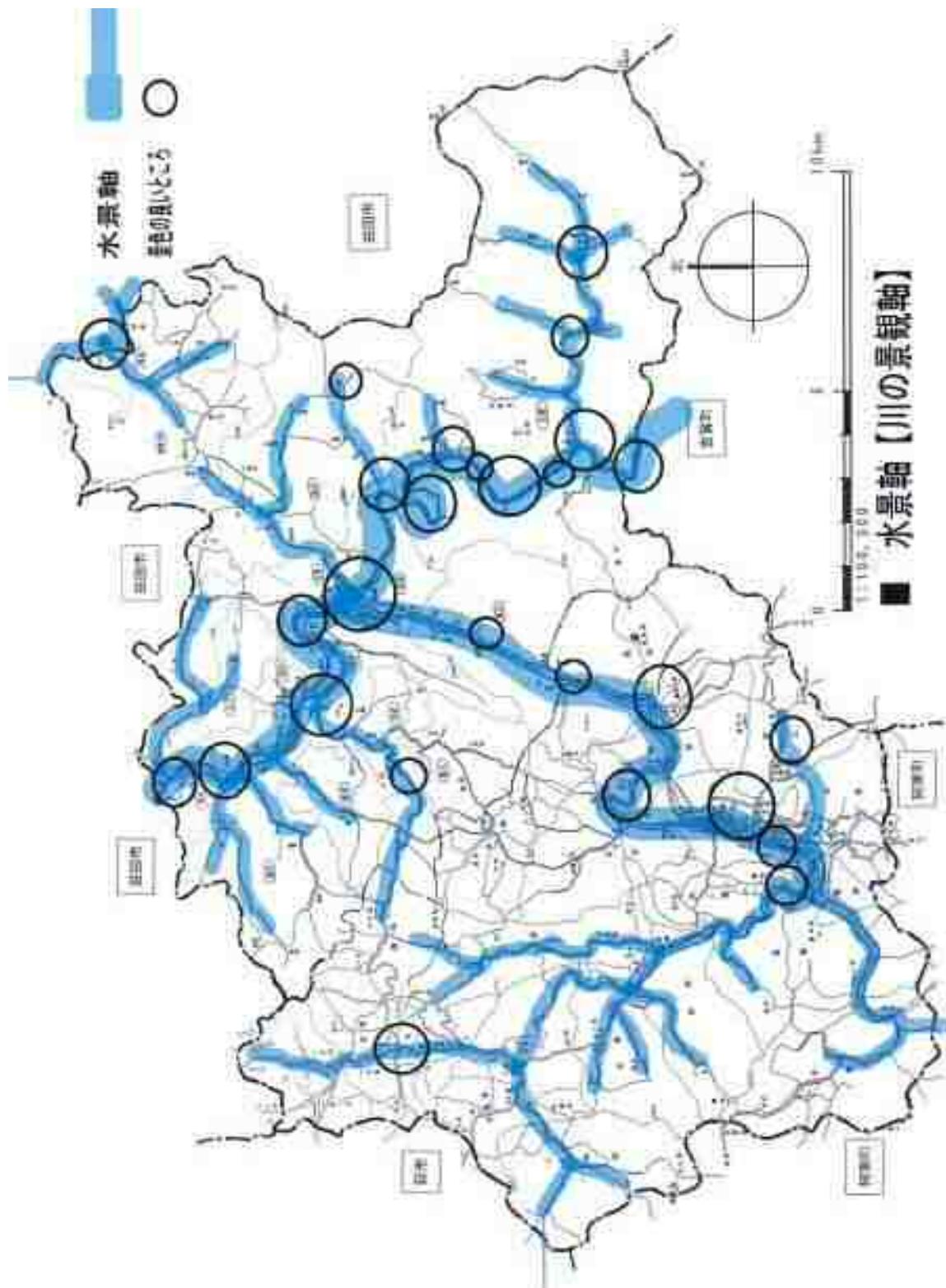
津和野町では、全町が山がちの景観を構成しており、山並み景域をはじめとして六つの景域に大別されます。



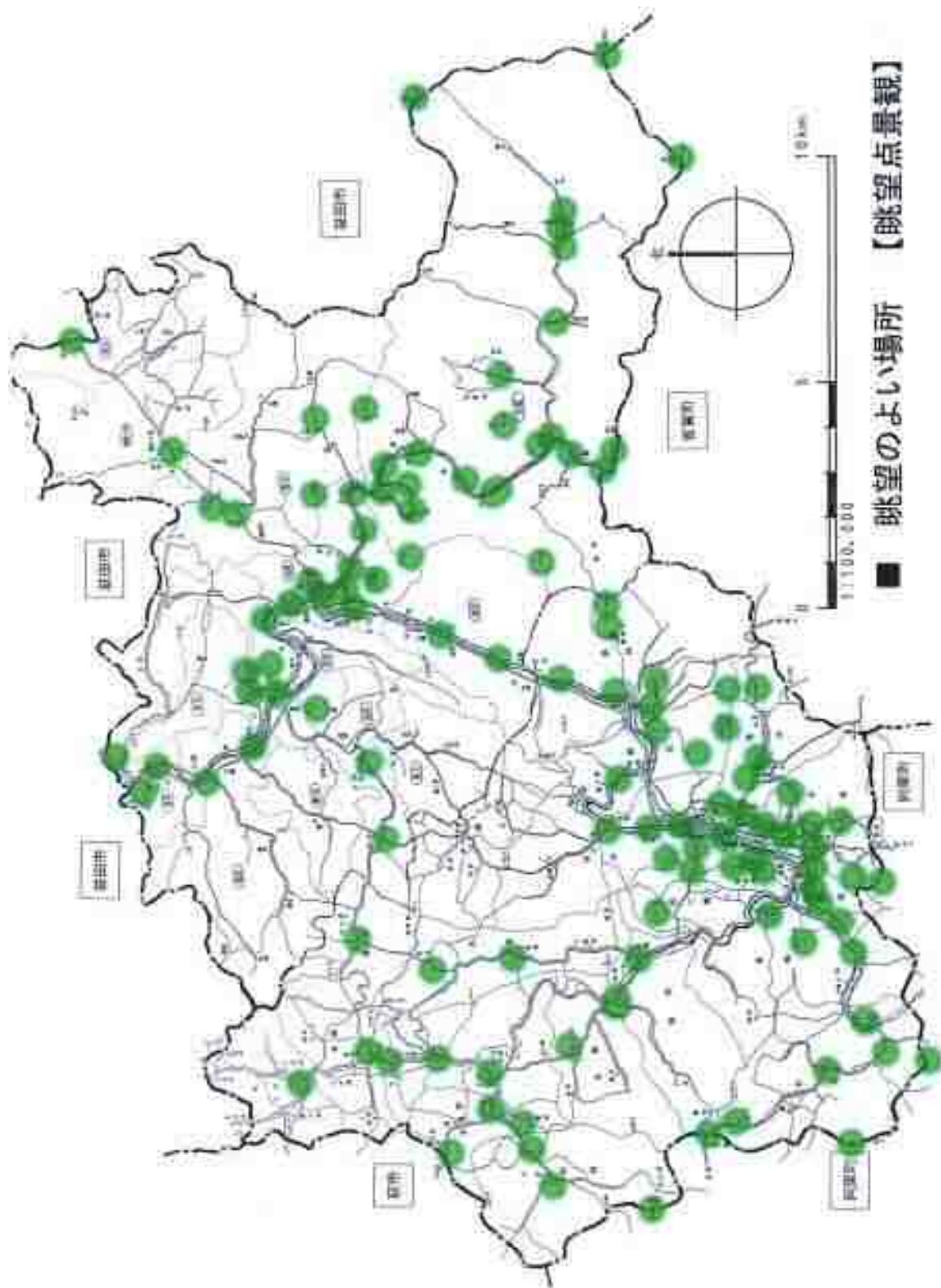
■「象徴」、「象徴的景観」：地域の目印となり、視角の焦点となって景観にまとまりをもたらします。また、人々の心象風景を形成する源として重要な存在になります。通常は、地域の山々の他、建造物や大きな樹木、川などが象徴的景観を形成します。ここでは、地域で象徴的な山々を示しています。



■「景観軸」：良好な景観や主要な景観の連続、移動しながら景観を眺める場所の連続を移動景観軸と呼びます。ここでは、そのなかで主要なものを景観軸として示しています。主に、移動空間である道路や鉄道空間、あるいは開かれた空間の連続した河川空間が景観軸となります。



■「水景軸」：景観軸のうち、広がりのある開かれた水辺の景観を水景軸といいます。なかでも川の合流点や大きく蛇行する場所は、景観が変化して広々とした景観が広がり、通常、良好な景観を形成しています。



■「眺望点」：良好な景観を眺望する場所、及び、眺められる良好な眺望景観の両方を含めて、眺望点と呼びます。通常は、景観軸やその周辺、高台の展望所、象徴的な景観の付近に位置します。以前から観光の名所といわれる場所は典型的な眺望点となります。新たな眺望景観の発見や顕彰により奥行きのある津和野町の景観を形成していくことにつながります。

## 4 景観の課題

### 1 歴史文化に関する課題

#### ■歴史的町並みや資源の保全・維持・修景

- まとまりのある箱庭的景観の保全（箱庭的景観の保全、建築物等の高さ、屋外広告物等のルールづくり）

### 2 地域景観の課題

#### ■場所の特性や個性を生かした景観づくり

- 象徴的山々の見通し景観の保全・維持
- 町並み周辺の中景の保全・維持・修景
- まとまりのある箱庭的景観の保全

### 3 水辺の課題

#### ■水路等の保全と活用

#### ■河川や河川周辺景観の保全・管理と修景

- 津和野川等の水質の保全と改善
- 土砂等の採取についての景観配慮

### 4 自然景観の課題

#### ■各地社叢の巨樹、森林、里山等の緑地の保全

- 山の自然景観の維持管理と緑地の保全

#### ■貴重な植物や生物の保全と活用

### 5 文化的景観の課題

#### ■田畠等の生産田園風景の維持管理と保全

- 集落や家屋の活用維持（空き家対策など）や修景
- 棚田や段々畑等の文化的景観の維持管理・保全

### 6 公共空間・施設の課題

#### ■公共の建造物・建築物の景観的配慮

- 土手や橋・道路・法面等の公共施設の景観的配慮
- 公共建築物等の景観的配慮

### 7 景観を眺める場の課題

#### ■眺望点の確保や、景観定点観測

- 峠・高台・橋上等の眺望点の確保や景観定点観測の活用

### 8 景観づくり活動の課題

#### ■地域に根ざした景観づくりの推進

#### ■景観意識の啓発と醸成（景観づくりの支援・運動化）

#### ■景観施策の持続的推進（生活に根ざした景観づくり）

- 景観づくりに取り組む行政内体制や住民との協働体制づくり

### 【課題】

ひとりひとりが考え、みんなで守り育て伝えていく

## 「日本のふるさと・津和野」の景観づくり

#### ■誇りと愛着のある津和野景観づくり

#### ■住民の手による、生活に根ざした身近な景観づくり（日常からの景観づくり）

#### ■津和野のまちの景観づくり手法（津和野の状況による具体的な方法論の展開）

- まちづくりとしての景観づくりの展開

- 景観ルールづくり（マナーづくり、ルールづくり、持続する体制）

- モデル的景観づくり（景観地区等の先導的景観づくり）

- 景観づくりの啓発・支援・運動（協働の景観づくり）

#### ■次世代に伝えていく、津和野らしい魅力的な景観づくり

- 景観資源の掘り起こし、顕彰と磨きあげ、継承化

## 【計画のめざすもの】

### 誇りと愛着のある津和野景観づくり

地域の価値観に根ざした、生活環境・文化としての美しい景観づくりを進めていくためには、住民が津和野のまちの景観イメージや美意識を『共有』していくことが求められます。そのうえで、津和野の景観に誇りと愛着をもち、こうした誇りと愛着がさらに景観を守り、磨き、育て、伝える力になっていきます。

### 住民による生活に根ざした身近な景観づくり

景観づくりの作業・活動を『持続』し、次世代に伝えていくためには、無理のない、身近な日常からの景観づくりであることが重要です。また、だれでもが参加できる景観づくりであることによって、住民の意思による景観づくりが可能になります。

### 津和野の景観づくり作法

誇りと魅力ある津和野のまちの景観を形成していくためには、まちづくりとしての多様な取り組み『作法』が求められます。総合的な景観づくりルールと持続する景観づくり体制・システムの構築、モデル的景観づくり等を踏まえて津和野ならではの景観づくり・まちづくりを図っていくことが必要になります。

### 次世代に伝えていく津和野らしい景観づくり

住民が、地域の資源に目をむけ、その良さを理解し景観資源の掘り起こしや顕彰作業を通じて、さらに自信と誇りを形成しながら、津和野文化として磨き上げ、さらに次の世代へ『継承』していくことは、私たち住民の責務といえます。こうした作業をいざなう「気づき」のきっかけや仕掛け・作法も重要になります。

### 地域の特性や景観資産を生かす景観づくり

景観は先人や現在まちに住む人々の価値観の結晶です。地域の特性や資源を生かし、磨いていくことによって、地域景観の個性や良さを発揮することができます。それが、さらに景観の誇りと愛着を増す原動力になります。

## 1 基本理念・基本姿勢

### ひとりひとりが考え、みんなで守り育て伝えていく 日常の生活に根ざした景観づくり

景観のための景観づくりから、自然体で参加し、住民のひとりひとりが考え、みんなで守り育て、次世代に伝えていく景観づくり、日常の生活のなかで、生活に根ざした景観づくりを図っていくことを、基本的な取り組み姿勢・理念とします。

#### ■ 住民のひとりひとりが考え、実践する景観づくり

#### ■ 住民がみんなで守り育てていく景観づくり

#### ■ 住民・行政・企業・関係者が協働ですすめる景観づくり

#### ■ 次世代に伝えていく景観づくり

#### ■ 日常生活のなかでの、生活に根ざした身近な景観づくり

#### ■ 生活環境としての景観づくり



■殿町通りの白壁と水路



■新畠地区の棚田風景



■国道9号沿いの集落と茶畠（直地地区）



■JR日原駅前

## 2 基本テーマ

### 「日本のふるさと・津和野」の景観づくり

「日本のふるさと」といわれ、かつて全国にあったノスタルジックな「日本のふるさと」の景観が各所に残る津和野町、「日本のふるさと」の原型イメージや原風景の魅力を漂わせている景観づくりの思いを込めて、「『日本のふるさと・津和野』の景観づくり」を計画のテーマとします。

- 全国他のまちで失われてきた、ふるさと風景が各所・各場面に残る町
- 多様な日本のふるさとの原型イメージや原風景
  - 山・川・森や林、鎮守の社を背景にした、棚田や段々畑、小平野や小盆地の農業生産風景、各所に佇まいをみせる赤瓦の民家と庭に柿の木のある集落景観などの田園イメージ
  - 中世からの城下町の雰囲気をとどめる城址を中心としたまちの骨格や歴史的街並みと、社寺の佇まいなど、歴史の見えるまちのイメージ
  - 川を中心にして、特色のある山々に囲まれた、小盆地の箱庭的景観の「小京都」といわれるまちのイメージ
  - 象徴的な山や川・樹木等を背景にして、どこでも「絵になる」借景的景観のまちイメージ
  - 日常の生活のにおいが込められた、生活とともにある景観イメージ
  - これまで、環境条例等で培ってきた景観づくりのまちのイメージ
- 先人たちがつくり、育て、伝えてきた多様な地域の特性や原型イメージ、景観資源を生かした景観づくり



■赤瓦の屋根によるまとまりのある歴史的な町並み



■青野山・津和野川の自然と、赤瓦の集落、生産農地による典型的な田園景観

### **3 基本方針**

基本理念、基本テーマをもとにして、津和野町の景観づくりについての基本方針を次のように設定します。

1

#### **固有の景観づくり**

個性的で魅力あるまちづくりを進めていくには、日本のふるさとのイメージである多様な町内に残る地域資源や特性を生かしていく必要があります。景観づくりによるまちづくりの一環として、地域特性に根ざした個性的な景観づくり、津和野町らしい景観づくりを推進していくことが望まれることから、これを基本方針のひとつとします。

2

#### **身近な景観づくり**

地域の景観は、先人や現在そこに住む人の日常の生活や慣習などの身近な活動の所産と言えます。地域の伝統や文化に支えられた、身近な空間を整え美しくしていく行為の積み重ねによって、美しい魅力的景観がつくられます。

町の人々の気配りやちょっとした行為、活動による身の回りの景観づくりから地域の公共施設にいたるまで、地域の思いや活動と連携した景観づくりを推進することが望まれることから、これを基本方針のひとつとします。

3

#### **みんなの景観づくり**

まちの人々の思いや価値観に支えられて、美しく親しみのある質の高い景観づくりを進めいくため、町民みんなの手による景観づくりを計画の基礎とします。そのためにも、それぞれが考え、参加し、町民や事業者、行政がともに話し合い行動し、一方でそれが役割の分担を果しながら協働していく景観づくりの取り組みが望まれることから、これを基本方針の一つとします。